

ふるさと生駒応援寄附協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと生駒応援寄附(ふるさと納税)として生駒市へ寄附された方に対し、感謝の意を表すとともに、寄附者が将来にわたって生駒市を応援したくなるような魅力溢れる物品や役務(以下「返礼品」という。)を提供するため、返礼品を提供する事業者(以下「協力事業者」という。)を募集する。

2 業務概要

協力事業者は、次の(1)～(3)の業務を行う。

(1) 契約の締結

効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、寄附者及び配送等に係るデータの適正管理、寄附者対応等に万全を期すため、これらの運営委託とりまとめ業者として本市が指定する者(以下、委託業者という。)と協力事業者は別途契約する。なお、本市が指定する委託業者が変更となった場合は、新たに指定する委託業者と別途契約する。

(2) 返礼品の提供

協力事業者は、委託業者の返礼品発注により寄附者へ返礼品を提供する。

(3) 費用の請求

協力事業者は返礼品提供後、月末締めで返礼品の費用等確認の請求を行う。

なお、支払いについては本市から委託業者を通じて指定口座に振り込み、費用の振込手数料は本市の負担とする。

3 協力事業者の要件

登録を申請することができる事業者(以下「申請者」という。)は、次の(1)～(6)の要件をいずれも満たしている者とする。ただし、(1)～(6)の要件に適合していても、本市が協力事業者として適当でないと認めた場合、返礼品として適当でないと認めた場合、若しくは申請者多数の場合は登録できないことがある。

(1) 必要な許認可等を得ていること

(2) 各種関係法令、条例及び基準等に沿った生産・製造・営業等を行っていること

(3) 事業所又は工場が原則として市内にある法人又は個人事業者であること

(4) 役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者

(5) 個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を適切に扱うことができ

る者

(6) ふるさと生駒応援寄附制度に変更があった場合に対応できること

4 返礼品の要件

本市に提案することができる返礼品は、地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、本市の地域経済の活性化に寄与するものであることが必要であるため、次の(1)又は(2)並びに(3)の要件を満たしていることとする。

(1) 物品の要件

ア 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条第1項に規定する総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）第1号から第6号のいずれか1つ以上を満たすものであること。また、あわせて、総務省が発出する直近の文書「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」及び事務連絡「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」に記載する地場産品基準第1号から第6号の考え方に適合するものであること。

【参考】地場産品基準（該当の号を抜粋）（注：生駒市追記）

- 一 当該地方団体（注：生駒市内）において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体（注：生駒市内）において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体（注：生駒市内）において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 四 返礼品等を提供する市町村（注：生駒市内）において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体（注：生駒市）のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体（注：生駒市）の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

イ 物品又は申請者と本市に相当の関連性があること。

- ウ 公序良俗に反しないものであること。
- エ 特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものではないこと。
- オ 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
- カ 業として生産されたものであること。
- キ 自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品として提案すること等について生産者の同意を得ていること。
- ク 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。）
- ケ 食料品・飲料品の場合は、寄附者に返礼品が到着後一定期間の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。
- コ キャラクター等を使用する場合等、申請者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- サ 本市が求める場合に、返礼品の費用の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。
- シ 本市が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること。（原則として無償）
- ス 金銭類似性の高いものでないこと。
- セ 資産性の高いものでないこと。
- ソ その他本事業の目的を達成するためにふさわしいものであること。

(2) 役務（サービス）の要件

- ア 地場産品基準第7号や総務省が発出する直近の文書「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」及び事務連絡「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて」に記載する地場産品基準第7号の考え方に適合する役務であること。具体的には、次の2点ともに満たしているものであること。
 - ① 本市内において提供される役務であること。
 - ② 役務の主要な部分が相当程度本市に関連性のあるものであること。

【参考】地場産品基準（該当の号を抜粋）（注：生駒市追記）

七 当該地方団体（注：生駒市内）において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体（注：生駒市）に相当程度関連性のあるものであること。

- イ 役務の提供にあたっては、当該役務に係る「利用券」を発行し寄附者へ送付すること。また、原則として、発行から1年間の有効期限を有するも

のとすること。1年間のうち一定期間でのみ提供可能な役務については別途本市と協議のうえ有効期限を決定する。また、利用券には記名又は通し番号を付記する等、転売の防止措置を施すこと。

ウ 公序良俗に反しないものであること。

エ 特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものでないこと。（専ら一般的な観光目的のものを除く。）

オ 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。

カ 業として提供している役務であること。

キ 役務の提供にあたり、申請者以外に関連する事業者等がある場合は、当該事業者等に、本市のふるさと納税の返礼品として提供することについて予め同意を得ていること。

ク 医療行為（医行為、医業類似行為）に該当しないこと

ケ キャラクター等を使用する場合等、申請者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

コ 本市が求める場合に、返礼品の費用の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。

サ 返礼品として採用後、利用券のサンプルデータを本市に提供すること。

シ その他ふるさと生駒応援寄附の目的を達成するためにふさわしい役務内容等であること。

(3) 返礼品の費用等

ア 返礼品の費用は、梱包費用、その他の経費及び消費税及び地方消費税を含み、送料は含まないものとする。

イ 寄附金額は、返礼品の費用に応じて、返礼品等の調達に要する費用が寄附金額の3割以下となる範囲内で、本市が決定する。なお、寄附金額は最低2,000円とする。

5 申請期間

毎年4月1日から3月31日まで

6 申請方法

本市が指定する申請フォームに必要事項を入力し、必要なデータ等を提出すること。

なお、本市は申請に係る全てのデータ等の返却は行わない。また、申請に要する一切の費用は申請者の負担とする。

7 協力事業者の決定

申請後、約 1 ヶ月以内に申請者に通知

8 登録後の留意事項

- (1) 返礼品の配送は原則として本市の指定する者により実施し、送料は本市の負担とする。
- (2) 協力事業者は、返礼品の生産、製造について適正な品質管理体制を整備するとともに、寄附者に対して安全と信頼の確保に努めるものとする。
- (3) 登録された返礼品の品質等に関して、寄附者から意見や指摘などがあった場合、協力事業者は真摯に対応し、解決に努め、内容について本市へ必ず報告するものとする。
- (4) 協力事業者は、発送した返礼品について、その責任の一切を負うこととし、寄附者から意見や指摘などがあった場合、状況に応じて協力事業者の負担にて、返礼品の回収、代替品等による補償及び再発送等を行うものとする。ただし、その責が、明らかに協力事業者の責めに帰するものでない場合は、この限りではない。
- (5) 登録された返礼品の内容や費用を変更又は辞退する場合は、事前に本市に連絡するものとする。
- (6) 協力事業者として登録した者又は返礼品が本要領 3 及び 4 に定める要件に適合しなくなったと本市が認める場合、登録を取り消すことがある。
- (7) 申請及び提案内容に虚偽があった場合又は本市に損害を与える行為があった場合は、登録を取消しする。

附 則

この要領は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、6 申請方法の規定は令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。